分担金及び負担金 32ﾍﾟｰｼﾞ

市保育料軽減事業（国基準からの軽減）

事業目的

国が決める保育料の基準額より保育料を軽減することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減及び児童の福祉の向上や出生率の向上に寄与することを目的としています。

事業概要

《事業主体》　島原市

《事業内容》　国が決める保育料の基準額を参考に、本市独自の保育料表を作成し軽減措置を行います。

※軽減額の総額　９７，０９４千円

［単位：円／月］

		国の徴収基準額		島原市の徴収基準額	
		3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上
1階層	生活保護世帯	0	0	0	0
2階層	市民税非課税世帯	9,000	6,000	9,000	6,000
3階層	市民税課税世帯	19,500	16,500	18,000	15,000
4階層	所得税 10,000 未満	30,000	27,000	22,000	19,000
	所得税 40,000 未満			25,000	22,000
5階層	所得税 103,000 未満	44,500	41,500	35,000	28,000
6階層	所得税 413,000 未満	61,000	58,000	40,000	30,000
7階層	所得税 734,000 未満	80,000	77,000	40,000	30,000
8階層	所得税 734,000 以上	104,000	101,000	50,000	31,000

事業費	25年度軽減額　（うち、一般財源）	全体事業費
	９７，０９４千円　(97,094)	—

年度別事業内容	前年度まで	２５年度	次年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

こども支援グループ

分担金及び負担金 32ﾍﾟｰｼﾞ

すこやか子育て支援事業（保育所）

事業目的

多子世帯の保育所入所児の保育料を軽減することにより、児童の福祉の向上や出生率の向上に寄与することを目的としています。

事業概要

《事業主体》　島原市

《事業期間》　平成１８年度から実施（旧有明町は平成８年度から実施）

《事業内容》　小学校６年生以下の児童を３人以上扶養し、第３子以降が保育所に入所している場合の第３子以降の保育料及び２人以上が保育所、幼稚園、認定こども園に入所している場合のその２人目の児童の保育料を免除します。（所得制限有り－所得税額１０３，０００円未満）

※軽減額　４２，７６９千円

※　平成２２年度税制改正により、平成２３年分所得税から年少扶養控除（０～１５歳）及び特定扶養控除（１６～１８歳）の上乗せ部分が廃止されましたが、保育料については、引き続き控除があるものとみなした控除廃止前の想定所得税額で決定します。

事業費	25年度軽減額　（うち、一般財源）		全体事業費
	４２，７６９千円　(42,769)		—
年度別事業内容	前年度まで	２５年度	次年度以降
	上記事業内容と同じ	上記事業内容と同じ	引き続き実施予定

こども支援グループ

〔新規〕すこやか赤ちゃん支援事業

事業目的

少子高齢化が急速に進展する中、少子化対策は早急に取り組むべき課題であり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが必要です。

このため、乳幼児を養育している保護者に対し、第２子目からおむつ等の購入費用を助成することで子育て家庭の経済的負担を軽減し、本市で多くの子どもたちを産み育てられる環境の向上を図ります。

事業概要

《事業主体》　島原市

《事業期間》　平成２５年度　（１０月から実施）

《事業内容》　子育て家庭の経済的負担を軽減するため、子育てに必要な紙おむつ、粉ミルク、その他の育児に要する用品を購入するとき、その代金の一部を助成します。

・助成対象：満２歳未満で第２子以降の乳幼児

・支給額　：第２子　　月額　２，０００円
　　第３子以降　月額　３，０００円

事業費	25年度予算額　（うち、一般財源）	全体事業費
	１４，４５５千円　(14,455)	１４，４５５千円

年度別事業内容	前年度まで	２５年度	次年度以降
	―	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

こども支援グループ

民生費　113ﾍﾟｰｼﾞ

延長保育促進事業

事業目的

保護者の就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応するため、開所時間を超えた保育に取り組む民間保育所に対し、補助を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ります。

事業概要

【事業期間】　平成１２年度から実施

【事業内容】

①　延長保育推進事業（基本分）

１１時間の開所時間内に保育士を１名以上追加配置している民間保育所に対し、開所時間内に係る保育士配置の充実に伴う経費を対象に補助します。

②　延長保育事業（加算分）

１１時間の開所時間の前後の時間において、さらに３０分以上の延長保育を実施することに伴う経費を対象に補助します。

【補助額】

区分（カッコ内は1日当たりの平均利用児童数）		基準額(年額)（単位:円）
基本分		4,553,000
加算分	30分延長	300,000
	1時間延長（5人以下）	300,000
	1時間延長（6人以上）	1,335,000
	2～3時間延長（3人以上）	2,148,000
	4～5時間延長（3人以上）	4,579,000
	6時間以上延長（3人以上）	5,337,000

※負担割合　国１／３　県１／３　市１／３

事業費	25年度予算額　（うち、一般財源）	全体事業費
	１１６,１８１千円　(38,727)	—

年度別事業内容	前年度	２５年度	次年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

こども支援グループ

乳幼児等福祉医療費

事業目的

乳幼児、ひとり親家庭等の子育て家庭における経済的負担の軽減を目的に医療費の一部を助成し、福祉の増進を図ることで、安心して子育てができる環境づくりを目指します。

事業概要

（1）助成の対象者

①乳幼児

②ひとり親家庭の父と子、母と子

③寡婦

（2）助成内容

入院・通院に関する医療費（保険診療分のみ）から医療機関ごとに１日につき８００円（１か月の限度額１,６００円）の自己負担を控除した額

（3）助成方法

【乳幼児】

「償還払い」　医療費（健康保険の自己負担金（２割））を一旦支払った後、福祉医療費の支給申請を行います。

「現物給付」　福祉医療費の自己負担金のみを支払って受診します。支給申請の必要はありません。

【ひとり親家庭の父と子・母と子・寡婦】

「償還払い」　医療費（健康保険の自己負担金（３割））を一旦支払った後、福祉医療費の支給申請を行います。

※負担割合　県１／２　市１／２

事業費	25年度予算額　（うち、一般財源）		全体事業費
	７１,９１６千円　(35,958)		―
年度別事業内容	前年度まで	２５年度	次年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

こども支援グループ

〔新規〕未熟児養育医療給付事業

事業目的

養育のため入院治療が必要な未熟児に対して、その治療に要する医療費を給付することにより、乳児の健やかな育成を図ります。

事業概要

（1）対象者

医師が入院養育を必要と認めた未熟児

（2）給付内容

指定養育医療機関で行う未熟児の入院治療費（保険診療の一部負担金（2割））のうち、福祉医療費の自己負担金を控除した額

（＊福祉医療費自己負担
医療費（保険診療分のみ）から医療機関ごとに1日につき800円、
1か月の限度額1,600円）

（3）給付方法

【現物給付】

市が保険診療の一部負担金（2割）を医療機関へ全額支払うもので、保護者は医療機関への医療費の支払いはありません。

自己負担分については、市が保護者へ請求します。

※負担割合　国1／2　県1／4　市1／4

事業費	25年度予算額　（うち、一般財源）		全体事業費
	5，902千円　（1,468）		—
年度別事業内容	前年度まで	25年度	次年度以降
	県にて実施	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

こども支援グループ

すこやか子育て支援事業（幼稚園）

事業目的

多子世帯の幼稚園、認定こども園入園児の保育料を軽減することにより、児童の福祉の向上や出生率の向上に寄与することを目的としています。

事業概要

《事業主体》　島原市

《事業期間》　平成１８年度から実施（旧有明町は平成９年度から実施）

《事業内容》　小学校６年生以下の児童を３人以上扶養し、第３子以降が幼稚園、認定こども園に入園している場合の第３子以降の保育料及び２人以上が幼稚園、認定こども園、保育所に入園している場合の幼稚園、認定こども園に入園している２人目の児童の保育料を免除します。
（所得制限有り―所得税額１０３，０００円未満）

※　平成２２年度税制改正により、平成２３年分所得税から年少扶養控除（０～１５歳）及び特定扶養控除（１６～１８歳）の上乗せ部分が廃止されましたが、補助対象としては、引き続き控除があるものとみなした控除廃止前の想定所得税額で決定します。

事業費	25年度予算額　（うち、一般財源）		全体事業費
	３，６２１千円　（3,621）		―
年度別事業内容	前年度まで	２５年度	次年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

こども支援グループ

児童手当給付費

事業目的

次世代の社会を担う子ども１人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から実施します。

事業概要

《事業主体》　島原市
《事業期間》　平成２４年度から実施
《事業内容》　中学校修了までの児童を監護し、かつ、一定の生計関係を有する場合、その父母又は養育者に児童手当を支給します。（月額は以下のとおり）

【中学生】	一律	１０，０００円
【３歳以上小学校修了前】	第１子・第２子	１０，０００円
	第３子以降	１５，０００円
【３歳未満】	一律	１５，０００円
【特例給付】（上記のうち所得制限限度額以上）		５，０００円

事業費	25年度予算額　（うち、一般財源）	全体事業費
	７７５，８００千円　(119,920)	—

年度別事業内容	前年度	２５年度	次年度以降
	上記事業概要と同じ （６月から特例給付追加）	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

こども支援グループ

児童扶養手当給付費

事業目的

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当を支給し、児童が心身ともに健やかに成長できるよう、児童の福祉の増進を図ります。

事業概要

（1）支給対象者

次の条件にあてはまる１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者を監護している母、父または養育者

①父母が離婚した子　②父または母が死亡した子

③父または母が重度の障害にある子　④父または母の生死が明らかでない子

⑤父または母から１年以上遺棄されている子

⑥父または母が裁判所からのＤＶ保護命令を受けている子

⑦父または母が１年以上拘禁されている子　⑧母が婚姻しないで生まれた子

（2）支給額

受給資格者等の所得に応じて手当の一部又は全部の支給が制限されます。

区分	全部支給の場合	一部支給の場合
児童１人のとき	月額　41,430円	月額　41,420円～9,780円 ※所得に応じて10円刻みの額
児童２人のとき	上記に5,000円加算	
児童３人以上のとき	上記に１人あたり3,000円加算	

（3）支給月

４月・８月・１２月の年３回支給

※負担割合　　国１／３　市２／３

事業費	25年度予算額　（うち、一般財源）	全体事業費
	３００，９２４千円　（200,616）	―

年度別事業内容	前年度まで	２５年度	次年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

こども支援グループ

衛生費 125-128ページ

母子保健事業

事業目的

安心して妊娠、出産が行えるよう、また乳幼児の健康の保持増進を図るために母子保健法や発達障害者支援法等に基づき、各種の母子保健事業を推進します。

事業概要

妊婦一般健康診査

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、出産までの１４回の健康診査等を無料で実施します。



乳児一般健康診査

生後１か月から満１歳になるまでに医療機関での健康診査を無料で２回受診できます。



３か月、１歳６月児、３歳児、５歳児健康診査

乳幼児の疾病の早期発見及び健康の保持増進を目的に健康診査を実施します。
また、言葉や情緒面の発達状況にあわせて、発達支援教室等へつなげます。

乳幼児相談

公民館などを利用し、育児不安の軽減などを目的に乳幼児相談を実施します。

発達支援教室等

言葉や情緒面の発達状況にあわせて、発達支援教室等を実施します。

フッ素塗布事業

う歯予防のために１歳～3 歳 6 か月児のフッ素塗布を実施します。

未熟児訪問指導

医療機関等からの連絡により、訪問指導を実施します。

事業費	25 年度予算額　（うち、一般財源）	全体事業費
	４７，７３５千円　（47,735）	—

年度別事業内容	前年度まで	２５年度	次年度以降
	未熟児訪問指導を除き上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ（権限移譲により未熟児訪問指導が市の業務となった）。	引き続き実施予定

保険・健康増進グループ

衛生費 125-128ﾍﾟｰｼﾞ

予防接種事業

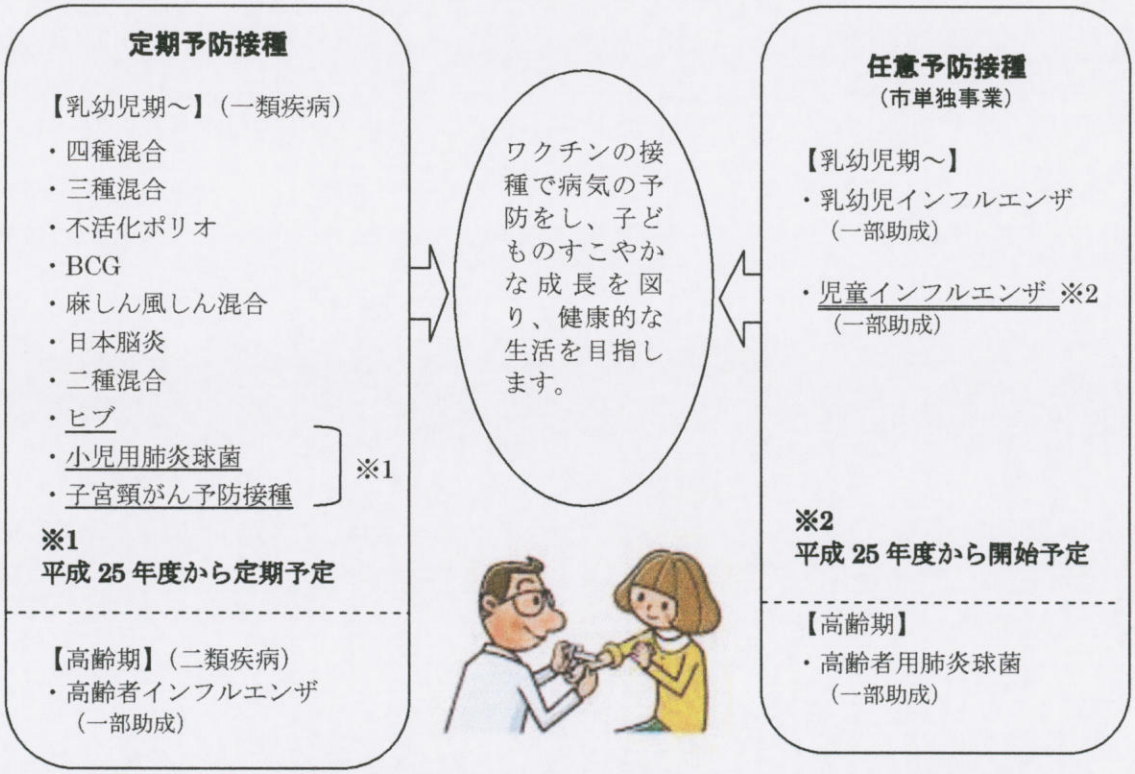
事業目的

伝染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とします。(根拠法令：予防接種法)

事業概要

≪事業主体≫　島原市

≪事業内容≫　予防接種の意義及び接種間隔等を個人通知等で周知し実施します。



事業費	25年度予算額　(うち、一般財源)	全体事業費
	１５５，８２７千円　(155,827)	―

年度別事業内容	前年度まで	２５年度	次年度以降
	・定期予防接種を全額助成し実施。 ・子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業に基づき、任意接種である子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種を全額助成し実施。 ・市独自の事業として、乳幼児インフルエンザ予防接種および、高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業を実施（任意接種・一部助成)。	上記事業概要と同じ ※新たに子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種が定期予防接種に加わる予定。 ※新たに乳幼児インフルエンザ予防接種助成事業を小学生まで拡大します。	引き続き実施予定

保険・健康増進グループ